


学校感染症における登園についてのお願い

大岡山幼稚園では、学校保健安全法第19条により感染症による出席停止となったお子さんに、治癒後、登園する際に学校感染症治癒証明書（登園許可書）の提出をお願いしています。（用紙は幼稚園ホームページからダウンロードをして使用してください。）

新型コロナウイルス及びインフルエンザに関しては文部科学省、厚生労働省からの通知により、医療のひっ迫の回避、保護者負担軽減のため「登園許可書」が不要になりました。本日配布しました「新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ 診断・再登園日証明書」を提出してください。

ただし、症状が重い場合や入院を伴う場合、医師の受診指示があった場合は、これまでどおり医療機関に「治癒証明書（登園許可書）」の記入をお願いしてください。


【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準】

- ・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
- ・無症状の場合は、検査日から5日を経過するまで。
- ・網掛け部分  は出席停止の日。

※「症状軽快」とは解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目		登園再開可能	→	
例2	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目	登園再開可能	→
例3	無症状検査陽性	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登園再開可能	→	

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

- ・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日（小学生以上の場合2日）を経過するまで。
- ・網掛け部分  は出席停止の日。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	→	
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	→
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能

2024年1月29日

大岡山幼稚園